

生駒市条例第53号

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例

生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第2条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、竹林園の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定の手續）

第2条の3 指定管理者の指定に当たり、市長は、竹林園の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 竹林園の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 竹林園の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

（管理の基準）

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、竹林園の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第2条の5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する利用の制限、第4条に規定する使用の許可及び第5条に規定する使用許可の取消し等に関すること。
- (2) 第10条に規定する設備の許可に関すること。
- (3) 竹林園の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

第3条から第5条までの規定中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条の見出し中「本市」を「本市等」に改め、同条中「生じる」を「生ずる」に、「市長」を「本市及び指定管理者」に改める。

第7条を次のように改める。

(利用料金)

第7条 有料園施設の利用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(利用料金の收受)

第7条の2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として收受されるものとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が定める」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長が定める特別の理由があると

認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

別表の1の表中「竹林園資料館使用料」を「竹林園資料館利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、別表の2の表中「竹生庵^{ちくぶあん}使用料」を「竹生庵^{ちくぶあん}利用料金」に、「

」を「

」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の生駒市高山竹林園条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後の生駒市高山竹林園条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 4 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜

本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成25年12月生駒市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「以後の使用に係る使用料」を「以後の使用に係る利用料金（生駒市高山竹林園条例第7条第1項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」に、「同日前の使用に係る使用料」を「同日前の使用に係る利用料金」に改める。